

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

〔方針、目標〕

- 風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。
 - 大雨、強風又大雪に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる。
 - 発生した被害に対しての迅速かつ確な災害応急体制を構築する。
 - 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
 - 住民の防災活動を推進する。
- 特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

市担当部	総務部、経済部、都市建設部
関係機関	国、県、消防団

第1 水害防止対策

1 治水対策の推進

本市の水防に係る河川は、1級河川が16河川、土石流危険渓流が128渓流である。

市、県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震により水防施設等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進める。

地震等による破損で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進し、周辺住民等へ適切な情報提供を実施する。洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスクとして住民等へ周知する。

2 洪水浸水想定区域における避難確保措置

本市域の浸水想定区域は、平成29年7月28日付け群馬県告示第233号により下記の区域が指定された。

水系名	利根川
河川名	利根川
区域	利根川（上流工区）浸水想定区域図のとおり
所轄	沼田土木事務所

※資料編 3-1 利根川（上流工区）浸水想定区域図

市は、次の措置を講ずる。

(1) 防災マップの普及

利根川の指定区間について、市が令和3年に公表した防災マップを活用し、利根川のはん濫による浸水区域や洪水時指定緊急避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを、市民等に対し周知徹底する。

(2) 洪水浸水想定区域対策

洪水浸水想定区域に、次の事項を本計画の風水害応急対策に定めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、防災マップ等により市民へ周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項

ウ 要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等

※資料編 3-3 重要水防区域一覧表

3 避難確保計画の作成指導等

(1) 要配慮者利用施設における避難確保計画

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、水防法第15条の3第1、5及び6項に基づく避難確保計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を行う。

※資料編 3-3 重要水防区域一覧表

※資料編 4-10 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 土砂災害対策

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県

1 砂防事業の促進等

市は、土砂災害を未然に防止するため、土砂災害発生危険箇所の総点検を行うとともに、砂防施設の整備に努める。土砂災害危険箇所や山地災害危険地区については県による法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を進める。

また、市及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

2 造成地の災害防止対策の推進

(1) 大規模盛土造成地マップ

造成前後の地形図などを重ねることにより大規模造成地の概ねの位置と規模を示した大規模盛土造成地マップを国（国土交通省）や県と協力して作成・公表し、住民の理解を深めるとともに、大規模盛土造成地を含む宅地の安全性の把握及び滑動崩落のおそれがあると判断された造成地の耐震化を推進するよう努める。

3 警戒避難体制の強化

市は、次の対策を講じる。

(1) 土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次の事項を本計画の風水害・雪害応急対策計画に定める。

ア 土砂災害に関する情報・伝達、避難及び救助等に関する事項

イ 同区域内に、要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項

(2) 土砂災害ハザードマップ及び沼田市防災マップの活用

土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップの配布等により住民に周知する。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩落等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要がある場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

本計画に記載された当該施設の所有者、管理者等は、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、避難確保計画を作成しなければならない。また、所有者又は管理者は、当該計画に基づき迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

※資料編 3-9 土砂災害特別警戒区域等の指定状況一覧表

※資料編 4-9 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

第3 雪害の予防

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局、沼田土木事務所、高崎河川国道事務所

1 雪害に強いまちづくり

市及び県は、地域の特性に配慮し、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行う。

2 雪崩対策施設の整備

県（砂防課・森林保全課）、関東地方整備局及び関東森林管理局は、民家、学校、病院等について、雪崩による災害を防止するため、それぞれの管轄区域の雪崩危険箇所において、予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

※資料編 3-7 雪崩危険箇所一覧表

3 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としての機能の維持を図るため、次の道路整備を進める。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

4 道路の除雪体制の整備

(1) 道路管理者は、冬期の交通を確保するため、大雪等に備えて、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるほか、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するために、リスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努める。また、必要な資機材の事前配備に努めるほか、次により除雪体制の整備を進める。

ア 除雪資機材の整備

イ 排雪場所の確保

ウ 融雪剤の備蓄

エ 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備

オ 除雪要員の確保

- (2) 道路管理者は、平常時から、大雪のおそれがあるときに的確な情報収集による迅速な対応ができるよう、必要な要員の動員体制を整備するとともに、速やかに除雪を開始できるよう除雪体制を整備する。
- (3) 道路管理者は、大雪時に必要となる排雪場所について、河川高水敷や河川敷を利用した広場、未利用の道路予定地等の管理者の同意を得た上で、あらかじめ確保する。

5 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

県内の道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制

イ 優先して除雪作業を行うべき区間

ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施

エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有

オ 道路利用者等に対する情報提供

カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

キ 除雪体制確保のための地域建設事業者の健全な存続

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努める。

6 雪害対策マニュアルの整備等

市は、大雪にも対応できるよう、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図る。

7 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

一人暮らし高齢者世帯の割合が高い地域では、個人による除雪作業が困難な状況となる。

また、このことは、障害者世帯やひとり親世帯についても同様である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、自治会、消防団等の地域コミュニティ、さらには県や市による対応も必要となってくる。

市は、平常時から、大雪を想定した地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組み作りを進めることとする。

8 市民に対する防災知識の普及

市、県、県警察、消防機関は、防災週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、第2章・第3節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図る。

雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。	
雪害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聴く。 ○不要不急の外出は見合わせる。 ○自家用車の使用は極力避ける。 やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を携行するよう心掛ける。 ○エンジンをかけたまま駐車する際は一酸化炭素中毒に注意する。 ○カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めを着用するとともに、複数の人で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○協力して生活道路、歩道等を除排雪する。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護を行う。 ○水道管の破裂に注意する。

第4 地震に強いまちづくりの推進

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	—

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策を組み入れるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たって、災害時の避難、消防、救急活動等に寄与する道路・公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。特に、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについて計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための施設等の整備に努める。

第5 建築物の安全化

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	—

1 建築物の耐震化

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した、第3期沼田市耐震改修促進計画（令和3年3月）により、建築物の耐震診断・改修の促進施策の充実を図り、計画的な耐震化を進める。

■沼田市域の建築物の耐震化率の現状と目標

	令和元年度末推計	令和8年度目標	備 考
住 宅	72.8%	80.0%	
特定建築物等	92.1%	95.0%	学校、幼稚園・保育所、病院、店舗等の多数の方が利用する一定規模以上の建築物

2 災害時拠点の耐震対策

市は、建築物の耐震を進めるとともに、ブロック塀や石積擁壁の倒壊防止、窓ガラスや屋外看板等の落下防止、エレベーターの安全確保や家具の転倒防止など、身の回りの安全確保に努める。

- （1）災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- （2）指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	東京電力パワーグリッド（株）、沼田ガス（株）、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、協定締結団体

1 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村、ライフライン及び廃棄物処理事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図る。

- (1) 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、データのバックアップ対策代替施設の整備等により代替性を確保する。
- (3) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (4) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を整備・備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 市は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会と結び協定に基づき発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

4 需要者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全装置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災意識の普及に努める。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

市（地域安全課及び関係課）、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、県、他市町村、事業者との協力を努める。

第7 危険物施設等の安全確保

市担当部	総務部
関係機関	県、県警察、沼田土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、自衛隊、危険物事業者、医療機関、日本赤十字社、石油事業者団体、消防団

1 危険物施設等の安全確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下「危険物事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署（以下「県及び消防本部」という。）は、次の対策を行う。

（1）技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

（2）立入検査の徹底

県及び消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全の確保に努める。

（3）自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規定等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、事業者は危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

（4）講習会・研修会の実施

県及び消防本部は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 再発防止の徹底

県及び消防本部は、危険物等に災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

消防本部、県警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガス等の漏洩に対する救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、市、日本赤十字社及び災害拠点病院は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連絡体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

ア 市は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 市は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

ウ 消防本部及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防本部、県警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

ア 事業者、消防本部、県警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防本部、県警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防災活動体制の整備

ア 危険物事業者、消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

イ 危険物事業者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量に流失した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

ウ 石油事業者団体は、油が大量に流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

〔方針、目標〕

- 市は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

- 特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、地震災害、風水害・雪害応急対策計画の各章において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。)

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

- 県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)に対して、積極的に避難指示等の発令基準の策定や防災体制確保に向けた支援協力を求める。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、あらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市担当部	総務部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、沼田エフエム放送(株)等

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、市及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

市及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置等に努める。迅速かつ円滑な初動体制の確立のために県が設置する地震計等観測機器、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等、震度情報ネットワーク、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等の瞬時に伝達するシステムの維持・整備に協力するとともに、市が設置する全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の各種システムの保守管理を行う。

(3) 多様な情報の収集体制の整備

多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほか、防災行政無線、移動系デジタル防災行政無線、緊急告知FMラジオ、インターネット、スマートフォン等による情報収集体制を整備する。

(4) 情報の分析整理

被害情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(5) 伝達手段の高度化

県及びライフライン事業者と連携して、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(6) 災害時情報システム支援計画の策定、推進

災害時の混乱状況において、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と取組を推進する。

(7) 住民との連携

住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信手段の確保が不可欠となる。このため、市、電気通信事業者及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について大規模災害を想定した対策を講じておく。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、電気通信事業者及び関係機関は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

(2) 災害時優先電話の指定

市及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

(3) 代替通信手段の確保

市及び関係機関は、災害時による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難になった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

(4) 通信の多ルート化

災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線・緊急告知FMラジオの接続を推進する。

(5) 無線局開設者との連携

市及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるように、これらのものが加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(6) 通信訓練への参加

市及び関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加する。

(7) 災害時特設公衆電話の設置

市は、災害時に指定避難所へ避難した人が、家族等に安否を伝えることができるように、東日本電信電話（株）の協力のもと、指定避難所に災害時特設公衆電話を事前に整備する。

第2 応急活動体制の整備

市担当部	各部
関係機関	救急医療機関、協定締結団体、事業者、消防本部、消防団

1 職員の応急活動体制の整備

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、全庁をあげた体制の構築に努めるものとし、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めるとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

(ア) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

(イ) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

(ウ) 参集のためのマニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じアに準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- ア 市は、職員災害対策活動マニュアルを毎年点検するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努める。
- イ その他関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ応急活動内容の周知徹底を図る。

2 防災関係機関との連携体制の整備

市及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。また、相互応援態勢や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

(1) 市における受援・応援体制の整備

- ア 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。
- イ 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは、迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。
- ウ 市は、受援計画を定めるよう努め、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための協力を得られる体制の整備に努める。
また、災害対策基本法第68条の規定に基づく県に対する応援要請が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。
- エ 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- オ 市は、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携体制の整備

市は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。
また、必要に応じて関係機関と協定を締結するなどにより、災害時の迅速な情報収集・交換等の連携が図れるように体制を整備する。

(3) 一般事業者等との連携体制の整備

市及び関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

(4) 建設業団体等との連携体制の整備

市は、速やかに災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の取り組みを進める。

(5) ライフライン事業者との連携体制の整備

市は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、市地域防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認を行うなど、相互協力体制を構築するよう努める。

(6) 救援活動拠点の整備

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

(7) 円滑な救助の実施体制の構築

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

(8) 水災に対する連絡体制の構築

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「利根川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、
「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者と、密接な連絡体制を構築する。

※資料編 2-1 市町村間での相互応援協定等一覧表

※資料編 2-2 事業者等との協定一覧表

3 市における受援体制の準備

(1) 市は、避難指示等を発令する際、また、土砂災害についてはそれらの解除を行う際にも災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 市は、災害時の受援班の編制と活動について地域防災計画に明示し、災害時における受援体制の早期確立、受援活動の円滑化を図るため、受援計画を定めるとともに、受援に関する連絡要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。併せて、支援物資の受け入れ場所を確保し、県に対して速やかに要請できる体制を整備する。

4 防災中枢機能等の確保

(1) 防災中枢機能等の整備

ア 市及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能等を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

市、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等を確保するため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備LPガス災害用バルク等を整備するなど、停電時でも利用が可能となるように努める。

(3) 災害活動拠点等の整備

ア 地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所及び指定避難所等の機能を持つ設備の整備に努める。

イ 県及び市は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努める。

ウ 市は、道の駅を大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての補完施設として機能強化に努める。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

(5) 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当課（市民協働課）、危機管理担当部局（地域安全課）、福祉部局（健康福祉部各課）、その他関係機関や専門家との連絡体制を構築する。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	県、沼田利根医師会、医療機関、消防本部、消防団、県警察、利根沼田保健福祉事務所

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救助・救急隊員の育成

ア 消防本部は、隊員の教育訓練体制の強化に努める。

イ 消防本部は、隊員の専門的な知識・技術の習得に努める。

(2) 救助・救急用資機材の整備

ア 市及び消防本部は、救助工作車、救急車、その他の消防車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

市、沼田利根医師会及び災害拠点病院（利根中央病院・（独）国立病院機構沼田病院）は、救護所の設置・運営体制、県や消防本部等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

市、沼田利根医師会及び災害拠点病院（利根中央病院・（独）国立病院機構沼田病院）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防本部と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県総合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連絡体制の整備を図る。

(4) 災害医療の研究

沼田利根医師会、医療機関等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

第4 消火活動体制の整備

市担当部	総務部
関係機関	消防本部、消防団、県警察、自主防災組織

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

(1) 消防水利の整備

市は、災害による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配備に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

市は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせて消防法（昭和23年法律第186号）第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る同意制度を効果的に活用する。

(2) 住民に対する啓発

消防本部及び市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(3) 防火管理等の教育

消防本部は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(4) 予防査察における指導

消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果的であることから、消防本部及び市は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消火訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震は、同時多発火災が発生し、道路の破損も加わり、迅速な消火活動が困難となる場合が多い。このため、消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき消火訓練を行う。

また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を定めることとし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを検討しておく。

第5 緊急輸送活動体制の整備

市担当部	総務部、経済部、都市建設部
関係機関	沼田土木事務所、高崎河川国道事務所、トラック協会、消防本部、消防団

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資集積、配分スペース）が重要な施設となる。このため、これら施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

市は、災害時の物資集配拠点を確保し、集配体制を整備する。

2 ヘリポート等の確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想されるため、ヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。このため、市及び消防本部は、臨時ヘリポートとして使用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの使用について、あらかじめ当該施設の管理者と協議しておく。また、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

※資料編 4-13 ヘリポート適地一覧表

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は、県指定の緊急輸送道路のほか、次の拠点を結ぶ区間を道路管理者等と協議のうえ緊急輸送道路として指定し、耐震化等の整備を推進する。

- (1) 市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等
- (2) 市が指定する救護所、指定緊急避難場所及び指定避難所、物資集配拠点等

※資料編 4-12 緊急輸送道路指定路線一覧表

4 道路の応急復旧体制等の整備

各道路管理者は、次の対策を行う。

- (1) 管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、災害発生後速やかに道路の通行が確保されるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (2) (1) については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (3) 災害発生後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保については、群馬県建設業協会沼田支部等との協定に基づき、連絡体制の整備に努める。

5 運送事業者等との連携

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第6 避難誘導・受入活動体制の整備

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部、教育部
関係機関	県警察、消防本部、消防団、事業者

市は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関するガイドライン」を参考にし、また、県、河川管理者及び前橋地方気象台等に確認を行いながら、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、災害発生のおそれの高まりに応じて、警報や避難指示等を発令し、市民に対して警戒レベルに対応した避難すべき区域や、とるべき避難行動がわかるよう伝達する。

災害時には、建物の損壊、浸水、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。このため、市及び関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 市は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておくものとする。

- (2) 市は、様々な環境下にある住民に対して警報及び避難指示等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や放送事業者等の協力を得つつ、防災行政無線、ホットメールぬまた、市ホームページ、緊急告知FMラジオ、Twitter、Facebook、Instagram、群馬テレビデータ放送、防災アプリ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

2 避難誘導

- (1) 市は、消防機関、警察機関等と必要に応じて協議し、避難誘導に必要な事項を定めるとともにこれらの関係機関と協力した避難誘導訓練の実施に努める。

なお、避難誘導に必要な事項は次のとおりとする。

- ア 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の発令を行う基準
- イ 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地
- エ 避難経路及び誘導方法

- (2) 市は、避難指示等について、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」を参考としたうえで、県、河川管理者及び前橋地方気象台等に確認を行いながら豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)を想定した内容とする。

また、特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

- (3) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。これ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (4) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分類した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の、全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

- (5) 市は、避難指示の発令の際に指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定避難所の開設準備の途中であっても躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (6) 市は、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (7) 市は、災害時に住民が指定避難所へ速やかに避難できるように、あらかじめ住民への防災情報の普及を図る必要があることから、平常時から避難経路の確認等に活用できる防災マップを作成する。
- (8) 市は、住民主体の警戒避難体制の構築に向けた地域における自主的な取り組みを推進するため、防災マップ作成支援等により災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (9) 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、同意の得られた避難行動要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿を消防、警察、地域住民及び自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、これらの避難支援等関係者の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めるなど、平常時から避難行動要支援者への支援に係る体制整備を推進する。
- (10) 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。
- (11) 各学校は、学校防災計画を作成し、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定める。
- (12) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (13) 市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (14) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結、当該農地における防災訓練の実施等に努める。
- (15) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民等の有無等に関わらず、適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努める。

3 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を整備しておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること及び、避難する際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる施設は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて、周知徹底に努める。

ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

市は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

4 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 市は、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定基準

市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、教育委員会及び学校と連携・協力体制を図り、教育委員会及び学校は学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの整備等を進める。

ウ 指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため専門家等との定期的な意見交換に努める。

(5) 物資の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮する。

(6) 案内標識の設置

ア 避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

イ 案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者や外国人でも理解できるように配慮する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導看板を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別避難誘導標識システムを使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(7) 勤務時間外の避難所開設体制の確保

勤務時間外の避難所開設業務が円滑に実施されるよう、避難所運営マニュアル等を作成し、周知、点検を行うものとする。

(8) 運営管理に必要な知識の普及

市は、住民に対して、指定避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。

(9) 福祉避難所

市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設等を福祉避難所に指定するよう努める。

※資料編 4-1 指定緊急避難場所

※資料編 4-2 指定避難所

※資料編 4-3 福祉避難所

5 指定避難所の開設内容

指定避難所の開設に際し、次の18項目に関し直ちに設置することに努める。ただし、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合などは、原則避難所を開設しないこととする。なお、個々の項目については指定避難所の状況を考慮し対応するものとする。

(1) 立入禁止場所

学校施設の場合、職員室、理科室など危険物のある部屋、放送室などは立入禁止とする。避難者の数に応じて、初期段階では教室の使用は控える。

(2) 本部

建物正面玄関に近く、連絡のとりやすい場所に設置する。

(3) 受付

総合受付は、正面玄関入り口付近に設置する。

(4) 居住スペース

ア 初動時は体育館を優先使用する。

イ 乳幼児家族、要配慮者家族は体育館の一定スペースか教室を提供する。

ウ 避難者数により開放できるスペースを勘案し、順次、教室も使用する。

エ 居住スペースは一人あたり4㎡を基準とし、通路、共用スペースも確保する。

(5) 女性就寝スペース

単身女性用に別途就寝スペースを設ける。(希望に応じて)

(6) 福祉避難室

サポートの必要な要配慮者とその家族用として福祉避難室を設置する。

(7) 仮設トイレ

ア 屋外設置型はバキュームカーの入りやすい位置とする。風上には設置せず、夜間用照明を設置しやすい場所に設置する。

イ 高齢者が利用しやすいように配慮する。(居住スペースから遠すぎないように)

ウ 要配慮者優先トイレを確保する。(スロープ、てすり設置)

(8) ペット対応

必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。鳴き声に留意し居住空間から離れた場所、屋根のあるスペースまたはテントを設置する。

(9) 更衣室

体育館に付属した部屋を割り当てる。緞帳を降ろしてのステージ利用や、ダンボールやカーテン等を使用する。

- (10) 授乳室
個別スペースを確保する。
- (11) 災害時救護所
個別スペースを確保する。
- (12) 医務室
学校の保健室などを使用し、個別スペースを確保する。
(保健師・看護師などによる健康相談コーナーは体育館内、またはその近く)
- (13) 物資置き場
物資は雨に濡れない屋内に保管する。屋外の屋根のある場所の場合は夜間警備をする。
- (14) 食料・物資配給所
体育館のステージ、広いエントランスロビー等を利用する。
- (15) 情報掲示板
体育館などメインとなる居住スペース、または受付付近の壁に設置する。
- (16) ゴミ集積所
ゴミ集積所は、雨に濡れない場所に設置する。
- (17) 喫煙所
原則として敷地外の屋外、雨に濡れない場所とする。
- (18) 災害時特設公衆電話の設置
災害時特設公衆電話回線に予め配備した電話機を接続し使用できるようにする。

6 応急仮設住宅等

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
- (2) 用地供給体制の整備
災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
- (3) 学校の教育活動への配慮
県(住宅政策課)及び市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 住居のあっせん
被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

第7 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給体制の整備

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	市民

1 備蓄計画

市は、地震被害想定による避難者数に対応した食料や、生活必需品等の備蓄に努める。物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。備蓄場所は、大規模な地震や風水害による施設や道路状況等を想定し、指定緊急避難場所及び指定避難所等への円滑な輸送が可能となる場所に設置する。

また、各家庭においては、「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行い備蓄に努める。

■市における備蓄

被災後3日間は県及び他市町村等の救援物資を待つことなく、被災者、災害救助従事者及び緊急復旧作業員等に従事する者に対し、食糧が供給できるよう備蓄に努める。

避難者予測（最大）：625.5人／日

備蓄量：1,300人／日を想定し、3食3日間で12,000食を目標に備蓄する。

2 調達計画

市は、食料・飲料水・生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

※資料編 4-14 災害備蓄品等備蓄状況

第8 広報・広聴体制の整備

市担当部	総務部
関係機関	消防本部、沼田ガス（株）、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、沼田エフエム放送（株）、防災関係機関、消防団

1 広報体制の整備

- (1) 市は、市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にするネットワーク作りを普及推進する。
- (2) 市は、大規模災害時の緊急情報の提供のため、携帯電話の緊急情報メール及びYahoo! JAPAN等を活用した情報提供を行う。
- (3) 市は、災害情報を速やかにわかりやすく住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2 広聴体制の整備

市、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第9 二次災害予防体制の整備

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	消防本部、危険物等の管理者

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

市は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。また、応急危険度判定士の養成を推進する。

2 砂防ボランティアの受入れ体制整備

市は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

3 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者（以下、「危険物等の管理者」という。）は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第10 複合災害対策

市担当部	各部
関係機関	県、市町村、県警察、消防本部、消防団、公共機関、防災関係機関

1 複合災害への備え

市及び関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。

また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市及び関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第11 防災訓練の実施

市担当部	各部
関係機関	県、消防本部、防災関係機関

1 地域防災訓練

市は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、防災訓練の実施に努める。

2 個別防災訓練

(1) 関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。

- ア 非常招集訓練
- イ 消防訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 非常通信訓練
- カ 応急復旧訓練

(2) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努める。

(3) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画（本計画）において、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

3 広域的な訓練

市及び関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 図上訓練

市及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 市及び関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施についても努める。

(2) 市及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3節 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは県及び市町村に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。また、災害発生時には、行政が本格的に対応を開始するまである程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に中断することも予想される。

このため、市民には、地震発生時に、初期消火活動、近隣の負傷者・避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）の救出・救助活動、市や関係機関が行う災害応急対策に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市及び関係機関は、市民に対する防災思想の普及、啓発に努める必要がある。

第1 防災知識の普及・啓発

市担当部	各部
関係機関	県、消防本部、市民、自主防災組織、企業、団体等、消防団

1 災害被害を軽減する市民運動の展開

市民を災害から守るためには、自助、共助、公助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動を市民運動として展開する必要がある。そのため、市は次の対策を行う。

- (1) 防災（減災）活動へのより広い層の参加
 - ア 地域に根ざした団体における身近な防災への取組み
 - イ 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ウ 地域における耐震補強の面的な広がり推進
 - エ 防災教育の充実
- (2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供
 - ア 多様な媒体の活用における防災教育メニューの充実
 - イ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底
- (3) 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - ア 企業や家庭等における防災対策の促進
 - イ 商店街等における防災意識の醸成
 - ウ 業務継続計画への取組の促進
- (4) より幅広い連携の促進
 - ア 企業と地域社会の連携
 - イ 学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
 - ウ 災害ボランティアの地域社会との積極的連携

(5) 具体的活動の継続的実践の促進

- ア 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- イ 地域における防災活動の継続的な枠組み作りの促進
- ウ 防災活動の優良な実践例の表彰
- エ 防災士等の人材育成の検討
- オ 防災活動に対する動機付けの検討

2 防災思想の普及

(1) 防災知識の普及

市及び消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

- ア 風水害及び雪害の危険性
- イ 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- ウ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断による避難行動
- エ 早期避難の重要性
- オ 避難行動への負担感、過去の経験を基準とした危険性の認識、災害に遭わないという思い込みの克服
- カ 家庭内の危険防止
 - (ア) 家具類の転倒防止

家具や大型電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
 - (イ) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は落下防止措置を施す。
 - (ウ) ガラスの飛散防止

食器戸棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムなどを貼る。また、スリッパを身近に用意する。
 - (エ) 火気器具周辺の整理整頓

ストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平坦な場所に設置し固定する。灯油等の燃料は缶に密封して保存する。
 - (オ) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- キ 家庭防災会議の開催

日頃から災害への対応について、家族で確認しておく。

 - (ア) 災害が起きたときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難は誰が責任をもつか。）
 - (イ) 消火器具の備え付け及び使用方法

- (ウ) 家族間の連絡方法
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）
- (オ) 安全な避難経路の確認
- (カ) 非常持ち出し品のチェック
- (キ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ク) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- (ケ) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難方法
- (コ) 気象及び地震情報、避難指示等の避難情報の入手方法

ク 非常持ち出し品の準備

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水の家庭内備蓄
- (イ) 貴重品（現金、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- (ウ) 応急医薬品
- (エ) 照明器具（懐中電灯、ろうそく等）
- (オ) 携帯ラジオ
- (カ) 衣類（下着、上着、タオル等）

ケ 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

- (ア) 身の安全の確保
- (イ) 火災を防ぐ
 - a 火の始末をする。
 - b 出火の際は、初期消火に努める。
- (ウ) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (エ) 避難方法
 - a 徒歩で避難する。
 - b 携帯品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - c 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
- (オ) 応急救護
対応可能なけがは、互いに協力して応急救護を行う。
- (カ) 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたときは、地域住民が協力して救出活動を行う。
- (キ) 自動車運転者にとるべき行動
 - a 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - b ラジオで防災情報を確認する。

- c 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - d 避難するときは、エンジンキーをつけたまま徒歩で避難する。
- コ 正しい情報の入手
- (ア) ラジオやテレビ等により正確な情報を入手し、デマに惑わされない。
 - (イ) 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- サ 電話等に関する留意事項
- (ア) 不要不急の電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (イ) 輻そう等により電話がかけづらくなったときは、東日本電信電話（株）が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」NTT東日本が提供する「災害用伝言板（WEB171）」携帯電話各社が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (2) 理解しやすい防災情報の提供
- 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (3) 学校教育による防災知識の普及
- 市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- (4) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等
- 市は、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。
- (5) 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援
- 市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。
- (6) 防災訓練の実施指導
- 市及び消防本部は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の誘導行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (7) 要配慮者等への配慮
- 防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

(9) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

国（総務省）及び県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

第2 市民等の防災活動の環境整備

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、経済部
関係機関	県、消防本部、社会福祉協議会、自主防災組織、事業者、消防団

1 消防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団活動の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の全地域設立を目指し、自主防災体制の育成強化に努めるとともに、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア 自主防災組織の結成、女性の参画等を促進する。

イ 自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる県が開催する講座への参加を促進する。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（ボランティア団体・NPO等）の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織を含めた連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

市及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) 各種専門ボランティアとの連携

市は、通信や外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(3) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、団体等の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(4) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

3 事業所（企業）防災の促進

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

(3) 事業者の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や関係機関が行う災害対策の一部を事業所が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や関係機関との連携に努める。

(4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (5) 市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。
- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。
- (7) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。
- また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行う。
- (9) 商工会・商工会議所は、中小企業の被害状況の把握体制や中小企業の防災・減災対策の普及に努める。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 要配慮者対策

第1 要配慮者対策

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	消防本部、沼田土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道（株）、不特定多数の者が利用する施設の管理者、要配慮者利用施設の管理者、市民、自主防災組織、消防団、民生委員 ・児童委員、沼田市地域包括支援センター

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平常時より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、市地域防災計画（本計画）において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、市地域防災計画（本計画）に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難支援等関係者となる者

イ 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

エ 名簿の更新に関する事項

オ 名簿情報の提供に関し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

カ 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したのものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿等の記載事項

ア 市は、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居住

(オ) 電話番号その他連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 自主防災組織等に、地域が把握した災害発生時に支援が必要と思われる者のリストを作成するよう求める。

(4) 避難行動要支援者名簿に登載する範囲

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当するものを名簿に登載する範囲とする。

ア 要介護認定1以上を受けている者

イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

オ 上記以外で自主防災組織等が支援が必要と認めた者

(5) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市の関係部局で把握している要介護認定や障害者等の情報より入手する。

2 避難行動要支援者の名簿提供及び緊急連絡体制の整備

(1) 名簿情報の提供方法

ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な範囲で、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等実施に携わる関係者に対し、本人の同意が得られた場合に限り名簿情報を提供するものとする。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な範囲で、避難支援等実施に携わる関係者に対して、名簿情報を提供することができる。

(2) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。このため名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。

また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性を確保するため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催するとともに、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(3) 緊急連絡体制

市は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制を確立する。避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層促進する。

また、県及び市、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進する。

3 避難体制の強化

市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を整備する。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体化する。なお、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難誘導を行うものとする。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の整備

- ア 保健福祉センター等の市有施設を災害時の高齢者向けの福祉避難所として活用する。
- イ 社会福祉法人等の協力を得て、空いている建物や部屋を借りるなどにより、災害時の障害者向け福祉避難所としての整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

道路管理者及び駅その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 福祉避難所の運営体制の整備

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所について運営体制の整備を行う。

(1) 福祉避難所の設置・運営訓練

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう福祉避難所を設置、運営するためのガイドラインを整備する。また、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

6 人材の確保

市は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

- ア 施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認体制の整備
- キ 市、関係機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制
- ケ 防災訓練等防災教育の充実

(2) 要配慮者利用施設の防災体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制の整備を進める。

- ア 施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 市の支援

- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）を把握し、当該情報を要配慮利用者施設に提供する。
- イ 要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

8 消防及び警察の支援

消防本部及び県警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行う。

- (1) 緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

10 防災教育及び啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

防災（防災と減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）は連携して、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第5節 その他の災害予防対策の推進

第1 孤立化対策

市担当部	総務部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	国、県、沼田土木事務所、高崎河川国道事務所

市内の山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化する恐れがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

1 孤立化するおそれのある集落の把握

市は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化するおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化が進んでおらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 土砂災害危険箇所等が集落につながる道路に隣接し、交通途絶要因となる可能性が高い。
- (5) 架空線の途絶によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化対策

(1) 市

孤立化のおそれのある集落について、次の対策を行う。

ア 集落の代表（区長、自主防災組織会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校等の関係機関がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整する。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、平常時から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の設置を検討する。

カ 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保する。

キ 水、食料等の生活物資、負傷者に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。

(2) 道路管理者

孤立化するおそれのある集落につながる道路の橋梁等の長寿命化を計画的に取り組む。

(3) 土砂災害等防止事業者

孤立化するおそれのある集落に隣接する土砂災害危険箇所等の対策工事に計画的に取り組む。

第2 帰宅困難者対策

市担当部	総務部、市民部、経済部
関係機関	東日本旅客鉄道（株）、関越交通（株）

震災時には、鉄道等の交通網に支障が生じ、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予測され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを平素より検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）の関東平野北西縁断層帯主部では、沼田市における帰宅困難者は、2,217人と予測されている。

また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、市内には、温泉地など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

2 帰宅困難者対策

(1) 普及啓発

市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者となる恐れがあり、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。

また、企業等における一斉帰宅抑制を実効性のあるものとするため、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策の実施に努め、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難場所の提供

市は、帰宅困難者のために市役所本庁舎や各支所、コミュニティセンター等の市有施設や駅周辺の避難場所を活用する。老神温泉等の観光地区や道の駅では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生することを見込んで、観光客用の避難施設の指定を検討する。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(4) 情報提供の体制づくり

市、鉄道事業者、バス事業者は連携して、一時避難施設、鉄道・バスの運行、道路の復旧などに関する情報を、放送、掲示等により、迅速に提供する体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、水・食料・トイレ・休憩の場・情報等の提供が行える体制の整備に努める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員を一定期間留めるよう努める。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定め、従業員への周知に努める。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法を予め定めるとともに、従業員とその家族においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段を予め確認し、当該手段活用の周知に努める。

4 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予測されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努める。

第3 災害廃棄物対策

市担当部	市民部
関係機関	県、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。
- (3) 市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 市は、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (5) 市は、県と連携し、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、市ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

市担当部	総務部、市民部
関係機関	県

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に遅滞なく罹災証明書の交付を行うため、住家被害の調査の担当者の育成を計画的に進める。このほか、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する。
- (2) 市は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会に参加する等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。
- (3) 市は、罹災証明書の発行や住家被害の調査を円滑に実施するために他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等に努める。
- (4) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

第5 火山災害の予防

市担当部	総務部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局、前橋地方気象台、消防本部 日光白根山火山防災協議会

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しているが、本県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山、浅間山及び男体山の6活火山が分布している。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、3火山が追加された。

これらの50火山には日光白根山、草津白根山及び浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

1 日光白根山火山防災協議会

本協議会は、平常時から日光白根山の噴火時等の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に設置している。（平成26年3月27日）

今後は、本協議会の協議結果を踏まえ、下記の整備等を進めるものとする。

日光白根山火山防災協議会構成団体
栃木県、群馬県、日光市、沼田市、片品村、国土交通省関東地方整備局、気象庁・地方気象台、警察、消防本部、自衛隊、観光協会、火山専門家

2 日光白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

本委員会は、日光白根山の噴火時等の降灰後土石流・融雪型火山泥流に対して平常時からの基本対策による施設整備により被害を防ぐため、基本方針及び対策案を取りまとめることを目的に設置している。

今後は、協議結果を踏まえ、緊急減災対策砂防計画の作成等を進めるものとする。

日光白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会構成委員
栃木県、群馬県、日光市、沼田市、片品村、国土交通省関東地方整備局、気象庁・地方気象台、林野庁、環境省、火山専門家

3 治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

4 避難施設等の整備

(1) 退避施設の整備

市は、噴石降下が予想される地区を調査し、退避壕等の避難施設の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

市は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の範囲を調査し、避難困難区域の解消や避難所の整備により、避難者の安全確保等に努める。

(3) 避難路の整備

市及び県は、避難時間の短縮、避難路の安全性向上等を目的として、火山災害時の避難経路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

5 火山情報伝達体制の整備

市は、火山警報・予報を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

6 避難誘導体制の整備

市は、国、県、消防、警察等と協議して、次の事項を定めた避難誘導計画の作成や、住民、観光客等の避難誘導訓練に努める。

(1) 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の発令を行う基準

(2) 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の伝達方法

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(4) 避難経路及び誘導方法

7 火山災害の危険性の周知

県、関東地方整備局、前橋地方気象台は、ハザードマップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を市に提供する。市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、次により住民に対し火山災害の危険性を周知することに努める。

(1) 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。

(2) 溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップを検討し、作成する。

8 避難場所及び避難所等の周知

(1) 広報等

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- ア 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の発令を行う基準
- イ 待機・準備の呼び掛け 避難指示等の伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

(2) 案内標識の設置

- ア 避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識を設置する。
- イ 案内標識の作成に当たって、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

9 要配慮者への配慮等

- (1) 市及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (2) 市及び県（学事法制課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (3) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

10 火山防災訓練の実施

第2節 迅速かつ円滑な災害対策への備え 第11 防災訓練の実施に準じて実施する。

また、防災訓練を通じて市民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図れるよう市民の防災訓練への参加を促進する。

第6 大規模火災の予防

市担当部	総務部、経済部、都市建設部、教育部
関係機関	消防本部、県、県警察、自衛隊、関東森林管理局、公共施設の管理者・事業者、消防団、自主防災組織

1 大規模火災予防

(1) 火災に強いまちの形成

ア 市及び消防本部は、次により、火災に強い都市構造の形成を図る。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備

(イ) 老朽木造住宅密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業の実施

(ウ) 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備

(エ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(オ) 水面・緑地帯の計画的確保

(カ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備

イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

(イ) 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。

エ 一般住宅への住宅用火災警報器の設置及び維持管理

平成16年6月2日に消防法が改正され、全ての家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防本部は、設置及び維持管理に関する法令に基づき、住宅用火災警報器の設置を推進する。

(3) 消火活動体制の整備

市及び消防本部は、大規模な火災に備え、消火栓の設置はもとより、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携を図り、区域内の被害を想定し、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備を促進する。

(4) 防災訓練の実施

大規模火災を想定し、消防本部、市、県警察、事業者、地域住民等が連携して、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(5) 防火知識の普及

市及び消防本部は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災予防対策

市及び消防本部は、大規模林野火災を想定し、県警察、自衛隊、林業関係者、地域住民等が相互に連携し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

第7 大規模事故の予防

市担当部	総務部、市民部、都市建設部
関係機関	消防本部、県、県警察、東日本旅客鉄道（株）、高崎河川国道事務所、沼田土木事務所、消防団

1 鉄道災害対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないことから、事故災害防止のため、東日本旅客鉄道（株）は、日常の安全運転の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備に当たっては、すべての構造物に対する定期点検を実施するとともに、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、臨時検査を実施する。

(2) 職員の教育訓練体制

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備と教育内容の充実によりについて、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

(3) 避難誘導體制

災害発生時、利用者の見やすい場所（改札口等）に、誘導上必要な情報を掲示するとともに、臨時放送を行い情報の周知徹底を図る。

また、乗客に対して速やかに不通の状況、列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(4) 防災訓練の実施

東日本旅客鉄道（株）は、事故、災害発生時に、適切な措置が実施できるよう、防災訓練を適宜実施する。

(5) 連絡体制の保持

市は、平常時から東日本旅客鉄道（株）と連携して、災害時の連絡通信要領の徹底に努める。

2 道路災害対策

(1) 道路施設

道路管理者は、道路法面の崩落、路面の崩壊、道路施設の破損等の被害が想定される箇所については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

(2) 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関、消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

- (3) 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保
 道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。
- (4) 防災訓練の実施
 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。
- (5) 防災知識の普及
 道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。
- (6) 連絡体制の保持
 市は、平常時から道路管理者と連携して、災害時の連絡通信要領の徹底に努める。

第8 風害の予防

市担当部	総務部
関係機関	前橋地方气象台、消防本部、消防団、自主防災組織、事業者

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、ホッとメールぬまた、防災アプリ、防災行政無線、緊急告知FMラジオ等の様々なメディアを通じて気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平常時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、前橋地方气象台から発表される。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守る為には、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る為には、次に示すような事象に留意するとともに、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内に居る場合

(ア) 窓やカーテンを閉める

(イ) 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない

(ウ) 家の1階の窓の無い部屋に移動する

(エ) 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る

ウ 発生時に屋外に居る場合

(ア) 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない

(イ) 建物のシャッターを閉める

(ウ) 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする

(エ) 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない

2 風害への警戒

竜巻等の突風害は、前線や台風の影響及び大気の状態が不安定となりやすい7月から11月にかけて多くなることから、市は、特にこの時期を中心に竜巻注意情報や気象情報に記載される「竜巻などの激しい突風のおそれ」などの情報に注意し、発災時の対応に備える。

3 各機関等における備え

(1) 火災予防

市は、強風による火災延焼を予防するため、次の対策を講じるよう努める。

ア 火災予防の広報等を実施して警戒を呼びかける

イ 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する

ウ 消防資機材及び消防水利の点検を実施する

エ 消防団は管轄区域の警戒を実施する

(2) 各施設管理者

学校等の教育施設管理者を含めた各施設の管理者は、竜巻等の突風害から施設利用者の安全を確保するため、次の対策を実施するための体制づくりに努める。

ア 竜巻等発生時の屋内外への避難場所や避難方法を検討しておく

イ 施設利用者等への迅速な情報の周知及び適切な避難誘導についてあらかじめ検討しておく

ウ 施設の状況に応じて避難訓練を実施する等、施設利用者の安全を確保方法のするための対応について、全職員へ周知を図る

エ 必要に応じて竜巻等が発生した場合の危険箇所に注意喚起の張り紙を設置する等、施設の特性に合わせ、利用者向けの注意喚起策を講じる

オ 建物(校舎等)を点検し老朽部分を補強する

カ 学校の場合、児童・生徒の登校中止や下校時には学校に留まる等の安全確保を図る

(3) 家屋等の備え

家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置等の実施により安全確保に努める。

ア はずれやすい戸や窓、弱い壁を筋かい、支柱等で補強する

イ 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は針金で補強する

ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする

エ 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える

オ 必要により避難の準備をする

第9 被災地支援対策

市担当部	総務部、経済部、都市建設部
関係機関	県、消防本部、消防団、自主防災組織、事業者

1 被災地支援対策

(1) 被災自治体への早期の支援打診や派遣職員の効率的な支援業務実施のための準備に努める。

(2) 市（産業振興課）は、被災地の特産物等の販売促進のため、被災者が市で行うイベント等への参加について、支援体制をつくる。

2 沼田市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ対策

市外からの避難者が安心して生活が送れるように、市営住宅等の優先利用を行い、必要に応じて民間宿泊施設への協力要請を行う。